

芦屋市事業者一時支援金

国・県の支援金や協力金の対象とならない中小企業・個人事業主を支援します

制度概要

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、兵庫県の要請に伴う飲食店等の営業時間短縮や休業、又は不要不急の外出・移動の自粛により売上が大きく減少しているものの、売上減少の要件等により国の月次支援金や兵庫県の協力金の対象とならない中小企業及びフリーランスを含む個人事業主に対して、事業継続に向けた支援金を交付します。

交付額

一律 **10** 万円

対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 市内に本店又はこれに類する事業所等がある中小企業若しくは個人事業主又は芦屋市内に住所を有するフリーランスであること。
- (2) 令和2年7月1日以前に開業しており、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (3) 兵庫県による営業時間短縮要請又は休業要請等に伴う協力金の対象となっていないこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～9月の売上が、令和元年（平成31年）4月～9月、令和2年4月～9月の同じ月の売上とそれぞれ比較して、いずれの月も50%以上減少しておらず、かつ20%以上50%未満の範囲で減少した月があること。（例）令和3年4月の売上は、平成31年4月の売上と令和2年4月の売上どちらとも比較します。

対象外要件

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- (1) 申請者又は従業員が、芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団密接関係者である。
- (2) 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準）の中分類に掲げる政治・経済・文化団体又は宗教に属する業種の事業を営んでいる。
- (3) 既にこの支援金の交付決定を受けている。
- (4) 公序良俗に反する事業を営んでいる。
- (5) その他市長が適当でないと認める場合

申請期限

令和4年2月18日（金）※消印有効

申請方法

レターパックライト 又は
レターパックプラスで下記へ送付

〒659-8501（住所不要）
芦屋市役所 地域経済振興課 宛
※「芦屋市事業者一時支援金」と明記してください。

詳細は次ページでご確認ください

交付要件①

市内に本店又はこれに類する事業所等がある中小企業若しくは個人事業主又は芦屋市内に住所を有するフリーランスであること。

●対象となる中小企業・個人事業主は、市内に事業所等があり、資本金（出資総額）又は常時使用する従業員の数のいずれかについて、下記の条件に該当する事業者です。

| 業種 | 下記いずれかを満たすこと | |
|-----------------------|--------------|-------------|
| | 資本金または出資総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| 上記以外（製造業、建設業、運輸業、その他） | 3億円以下 | 300人以下 |

●フリーランスとは、実店舗が無く、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得ている方をいいます。

交付要件②令和2年7月1日以前に開業していること。

●平成31年4月2日以降に開業した場合は、開業日を確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届など）が必要です。

交付要件③

令和3年9月30日までを対象とした兵庫県による営業時間短縮要請又は休業要請等に伴う協力金の対象とならないこと。

●上記協力金の対象となっていれば、実際に受給していない場合でも芦屋市事業者一時支援金の対象外となります。

交付要件④

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年4月～9月の売上が、令和元年（平成31年）、令和2年同月の売上とそれぞれ比較して、いずれの月も50%以上減少しておらず、かつ20%以上50%未満の範囲で減少した月があること。

●令和3年4月～9月と、令和元年（平成31年）、令和2年の4月～9月の各月の売上をそれぞれ比較し、減少率が50%以上の月が1度でもあれば対象外です。

必要書類は次ページでご確認ください

改定三版

必要書類

| | 種別 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 芦屋市事業者一時支援金交付申請書兼請求書 | 市ホームページからダウンロードできます。 |
| 2 | 誓約書兼同意書 | |
| 3 | 事業所の所在地を示す書類 ※フリーランスは不要 | 【法人】履歴事項全部証明書の写し（本店登記が市外の場合はホームページ、パンフレットなど一般に公開されているもので所在地が明記されている資料）【個人】確定申告書第一表または開業届 |
| 4 | 設立（開業日）が分かる書類 ※平成 31（2019）年 4 月 2 日以降に開業した場合のみ | 【法人】履歴事項全部証明書の写し【個人】開業届 その他、事業の開始日が確認できるもの。 |
| 5 | 令和元年（平成 31 年）年 4 月～9 月、令和 2 年 4 月～9 月の期間を含む所得税確定申告書類の写し | 收受日付印があるもの（e-tax の場合は受付日時の印字があるもの、または受信通知）を添付。 【法人】法人事業概況説明書及び確定申告書別表第一 【個人・青色】確定申告書第一表及び青色申告決算書 【個人・白色】確定申告書第一表及び対象月の売上台帳 |
| 6 | 令和 3 年 4 月～9 月の月別の売上がわかる書類 | 経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータを印刷したもの、売上台帳の写しなど |
| 7 | 本人確認書類 ※法人は不要 | 運転免許証（両面）、個人番号カード（写真の面）、住民基本台帳カード（写真の面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ※上記がない場合は、住民票＋パスポート、または住民票＋健康保険証 |
| 8 | 国民健康保険又は後期高齢者医療の保険証の写し ※右記に該当する場合のみ | フリーランスなどで、主たる収入を雑所得または給与所得で申告している個人事業主は必ず提出 |
| 9 | 振込先金融機関を確認する書類 | 申請者名義の通帳の写し（金融機関・支店名・口座名義人（カナ）・口座番号を記載した部分） |

申請書兼請求書及び誓約書兼同意書は下記からダウンロードできます。

<https://www.city.ashiya.lg.jp/keizai/ichijishienkin.html>

または芦屋市公式ホームページ内で「事業者一時支援金」と検索してください。



問い合わせ

芦屋市 市民生活部 地域経済振興課

直通電話：0797-38-2033

業務時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前 9 時～午後 5 時 30 分
（正午～午後 0 時 45 分を除く）